

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	特定健康診査の未受診者に対する健診勧奨通知の封入封緘委託について
--------	----------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【事前報告】

◇第14条第1項（個人情報の提供等を伴う委託）

（担当部課： 健康部医療保険年金課）  
担当係 特定健診保健指導係 担当者 小倉 内線（4221）

## 事業の概要

事業名	特定健診・保健指導
担当課	医療保険年金課
目的	特定健康診査の受診率向上のため
対象者	特定健康診査の対象者で未受診の者
事業内容	特定健康診査の対象者に健康診査票を送付したが、一定期間経過しても未受診の者に対して送付する健診勧奨通知の封入封緘を委託する。

## 件名 特定健康診査の未受診者に対する健診勧奨通知の封入封緘委託について

区保有情報		委託業者及び委託に伴う提供情報	
保有課(担当課)	医療保険年金課	委託先	入札により決定
登録業務の名称	特定健診・特定保健指導		
情報はどのような媒体に記録されているか	紙及び電磁的媒体	情報はどのような媒体で提供するか、取扱わせるのか	紙
保有している情報項目	健診結果、問診結果、保健指導結果、受診券整理番号、利用券整理番号、特定保健指導区分、国保記号番号、生年月日、性別、整理番号、カナ氏名、漢字氏名、郵便番号、漢字住所、漢字方書、電話番号、住所地特例フラグ、資格証区分、マル学・マル遠区分、資格取得事由、資格取得年月日、資格取得届出日、資格喪失事由、資格喪失年月日、資格喪失届出日、保険証回収日、旧国保記号番号、旧住民番号、旧記号番号有効日	左欄の保有情報のうち、業務委託に伴い提供する項目又は処理を依頼する項目	郵便番号、住所、氏名、国保記号番号
委託の理由	未受診の対象者が約4万人が見込まれ大量の発送となるため、保険者の事務の効率化から、封入封緘業務の外部委託が必要である。		
委託内容	健診勧奨通知を他の封入物(チラシなど)とともに封入封緘し、郵便局へ持ち込む。		
委託の開始時期及び期限	平成20年10月から以降継続		
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。	受託事業者としての情報保護対策	1 取扱責任者及び取扱うものをあらかじめ指定する 2 提供された情報は施錠できる金庫に保管する。

# 特記事項

## (基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

## (秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

## (目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

## (適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

## (複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

## (再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

## (資料等の返還等)

- 7 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

## (業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

## (監査)

- 9 乙は、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

## (従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

## (事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

## (公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

## (損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。